

# 資料 1

## 石狩市国民健康保険税条例の一部改正について

### ■子ども・子育て支援納付金分の新設（令和8年4月1日より施行）

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、国は、子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されました。その中で医療保険者が被保険者等から徴収する保険税に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとされ、令和8年度に開始されます。

制度開始に伴い、石狩市国民健康保険税条例の整備を行うものです。

なお、令和8年1月15日付で北海道より子ども・子育て支援納付金分についての国民健康保険事業費納付金の額及び標準保険税率（道本算定）の決定について通知がありました。子ども・子育て支援納付金分の保険税率は、令和8年度から北海道で統一することとなっており、北海道が決定した石狩市の標準保険税率とするよう通知があったところであります。また、同通知において賦課限度額につきましては、令和7年12月に令和8年度国民健康保険特別会計予算編成関係の国の通知において示されている下記の額とするよう通知がありました。

提示内容は以下のとおりです

税率等（道本算定）	事業費納付金（道本算定）
所得割	0.29%
均等割	1,000 円
18歳以上均等割※	100 円
平等割	1,000 円
賦課限度額	30,000 円

※ 18歳未満の均等割は10割軽減となるため、軽減額を18歳以上の被保険者数で負担するもの。

子ども・子育て支援納付金分については、道が示した標準保険税率（道本算定）での賦課といたします。

■あわせて条例改正するもの（令和8年4月1日から施行）

- ・賦課限度額の引き上げ（今年度第1回の国保運営協議会にて協議済み）

地方税法施行令の一部が改正（令和7年3月31日交付、同年4月1日施行）され、医療給付費及び後期高齢支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例改正するもの。

区分	改定案	現行
医療給付費分	<u>66万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>26万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>109万円</u>	<u>106万円</u>

※ 介護納付金分の改定なし